

インターネットサービス Sun-Net 会員規約

令和2年4月1日版



第1章 総則

第1条(規約の目的)

1. 株式会社サンライズ(以下「会社」という)が提供するインターネットサービス Sun-Net(以下「Sun-Net」という)を円滑に運営する為、会社は常にサービスの改善に努め、第2条規定の会員(以下「会員」といいます)は本規約を遵守するものとします。
2. 本規約に別段定めのない事項については、関係法令の定めによるものとします。

第2条(会員の定義)

1. 会員とは会社に Sun-Net の入会を申込み、会社がこれを認めた個人をいいます。
2. 会員は入会申込みの時点で本規約に同意しているものとします。
3. 会員は第2章第6条規定の利用料を支払うものとします。

第3条(適用範囲)

1. 本規約は会員が Sun-Net を利用する際の一切に適用します。

第4条(規約の改訂)

1. 会社は必要に応じて本規約を改訂できるものとし、文書(掲示物を含みます)、メール又はHPにて会員に通知するものとします。
2. 前項通知後1週間経過時点で異議申し立てが無い場合には会員が了承したものとします。

第5条(会員規則)

1. 会員は居室の移動、退寮、連絡先変更等契約時の届け出の内容に変更が生じる場合は事前に届け出るものとします。尚、届け出が無かった場合、会員が不利益を被っても、会社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員が Sun-Net 又は Sun-Net を通じて、他のサービスを利用することにより発生した損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。又第三者に与えた損害については、当該会員が自己の責任により解決するものとし、会社は責任を負わないものとします。
3. 未成年名義での新規契約は法定代理人の同意を必要とし、当該契約の申込時に同意を得ているものとみなします。

第6条(個人情報の取り扱い)

1. 会社は会員より取得した個人情報等を会社規定のプライバシーポリシーに基づき、個人情報保護法、及びその他関連法令を遵守し利用目的の範囲内に限って適正に取り扱い、その取り扱いには厳重な注意を払うものとします。

第2章 プロバイダサービス運用

第1条(申込)

1. 申込者は、本サービスの申込に当たっては、本規約に同意の上、会社所定の方法により申込を行うものとします。

第2条(加入期間)

1. Sun-Net はインターネット接続機器を会員に渡した日、又は、郵送での着荷予定日をサービス開始日とします。なお、会員が受け取らない、又は不在の場合も同様に着荷予定日をサービス開始日とします。開通月の日割り計算は行わない物とします。
2. サービスの最短加入期間は、設けないものとします。但し、キャンペーン入会者に関しては

上記の条件の適用外となり、各々のキャンペーン適用条件によるものとします。

3. 契約延長の手続きは、更新確認メールの返信又は文書又はホームページにて、期間終了月の最終日までに申し入れするものとします。申し入れがない場合は、契約満了扱いとなります。

第3条(初期契約解除)

1. Sun-Net の申し込み後の取消(キャンセル)はできないものとします。但し、契約から8日以内であれば初期契約解除が適用されるものとします。その際には手数料(1,000円税抜)と初期契約解除の申し込み完了までの月額基本料金(日割り分)が発生するものとします。
2. 初期契約解除の適用条件としては、下記に記載されている条件のみとする。
 - ①電波状況が不十分な場合
 - ②商品に対する説明が不十分だった場合
 - ③法令に基づく契約書面が交付されていない場合

第4条(中途解約)

1. 加入期間内においても加入契約を中途解約できるものとし、中途解約に際し、利用の有無に拘わらず解約月までの利用料と解約手数料として1ヶ月分の利用料を支払うものとします。ただし、13ヶ月以上利用した場合には中途解約手数料が発生しないものとします。

なお、特段の事情があり、会社がこれを認めた場合はこの限りではありません。
2. 解約に関しては前月最終日までに、文書、メール又はホームページにて会社に申し入れるものとします。なお、未払い利用料、解約手数料及びその他手数料を会社の指定する期日までに支払うものとします。又、解約月の利用料は利用日数に拘わらず1ヶ月分を支払うものとします。

第5条(レンタル商品)

1. 契約満了時又は無線ルータレンタルプランを解除する際は、貸与無線ルータを会社に返却するものとします。但し、無線ルータを会員が買い取る場合、返却は不要とします。
2. 会員の故意、又は過失によるレンタル機器等の破損、紛失等の際は、当該会員が相当額を負担するものとします。
3. 会社が貸与した無線ルータに関して会員はSun-Net サービス終了時(中途解約・契約解除によるサービス終了時を含む)1週間以内に返却するものとします。返却が行われなかった際には、会社は会員に無線ルータの実費を請求できるものとします。支払い方法に関しては弊社指定の方法に限ります。
4. 退寮、住所変更等で連絡がつかない場合には申込用紙に記載された帰省先、保護者、保証人等に連絡することとします。
5. 返却の際は商品を会社が引渡し・郵送した状態で返却するものとします。
6. 機器の発送に伴う送料は会員が負担するものとします。

第6条(利用料)

1. 申込開始日より契約終了月までの別途規定の利用料を、会社が定めた支払い契約のいずれかの方法で定められた期日までに支払うものとします。又、利用料金は前払いとし、翌月の利用料金を前月に支払うものとします。但し、契約期間中のプラン変更等により発生した差額は翌月に精算するものとします。なお、支払い方法により手数料等が発生する場合は利用料と合わせて支払うものとします。
2. 利用料等が支払期日を経過してもなお支払われない場合には、会員は別途催促手数料が加算され、督促後にも支払われない場合には再度督促手数料が加算されるものとします。

3. 利用料の支払手数料は会員が負担するものとします。
4. 利用料等の支払の履行遅延があった場合には、その利用料等の支払いに関して会員の帰省先へ請求書送付や連絡をする場合があります。
5. 第2章第3条適用者において、必要料金を差し引き、なお残余金がある際は会社が返金するものとします。
6. 利用料等(月額利用料・入会金)には接続料・通信料・メールアドレス使用料の他、第2章第12条1項記載のサービスが含まれるものとします。その他委細は別途規定によるものとします。
7. 会社の責任によるシステムダウンやその他会社の過失に因るトラブルで、申告のあった日から連続5日以上の利用中断状態の場合は、会社は日割り計算で利用料の返金をするものとします。但し、以下の理由によるものは返金対象外とします。
 - ① 会員のパソコン又はネットを利用する際に使用する機器に起因するもの、又は会員のパソコンや付属機器等の設定ミスによるもの。
 - ② 会員又は第三者の故意、又は過失による断線や電源の遮断によるもの。
 - ③ 火災、停電等によるもの。
 - ④ 地震、噴火、風水害等の天災によるもの。
 - ⑤ 戦争、動乱、暴動、騒乱等によるもの。
 - ⑥ その他、会社が運用上又は技術上で中断が必要と判断し予めそれを会員に通知した場合。また、メールアドレス使用料等、接続料・通信料に付随するオプションサービスについては5日以上の利用中断状態においても返金対象とならないものとします。

第7条(料金の支払方法)

1. 第2章第6条に定める料金等を会社が集金する場合、会員は次の各号のいずれかで当該料金等を支払うものとします。
 - ①クレジットカード
 - ②口座振替(自動引落し)
 - ③その他会社が定める方法
2. 前項において料金等の支払が口座振替による場合、会社は会員指定の口座から引き落とされるものとします。なお、クレジットカードの場合、当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引き落とされるものとします。

第8条(利用休止)

1. 会員は下記の事由による利用休止を支払約定日以前に会社に申し出た場合は、サービスの利用を一時休止できるものとします。なお、一時利用休止期間中の利用料は日割り計算で免除されます。
 - (1) 個人都合によるものではなく、公の事情によるもの。
 - (2) その他、特段の事情があり会社が認めた場合。

第9条(禁止行為)

1. Sun-Net の利用にあたっては、以下の行為を禁止するものとします。
 - (1) 会社もしくは他人の知的財産所有権(特許権、著作権等)に属するデータの違法なアップロード及びダウンロード行為、又は該当する恐れのある行為、及びファイル交換ソフト等の利用による違法ファイル交換行為。
 - (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為。

- (3) 他人を差別又は誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 犯罪行為、又は此を誘発若しくは扇動する行為。
 - (5) 児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像の単純所持、わいせつな映像、音声、若しくは文書等を送信又は表示する行為。
 - (6) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。(偽装をする為にメールヘッダ等の部分に細工を行う行為も含みます)
 - (7) 不正に本サービスの設定に関する情報を入手し利用する行為。
 - (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
 - (9) 他人の電気通信設備の利用、若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為。
 - (10) 会社の設備への無制限なアクセスなどによりその利用若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為。
 - (11) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(フィッシング詐欺及びこれに類する手段を含みます)により他人の個人情報を取得する行為。
 - (12) 私的利用の範囲外の営業活動及び営利目的での利用。
 - (13) Sun-Net 提供業務の遂行、又は他の会員の通信に著しい支障を及ぼす行為。
 - (14) 会社貸与品以外の持ち込み無線ルータ等の機器によるサービスの利用。
 - (15) ルータ等、通信機器による複数名での共有利用。
 - (16) 当サービスにおいて有する権利を第三者に貸与、又は譲渡すること。
2. 前項禁止行為に違反した場合、会社は当該会員の利用を停止することができるものとします。また、当該会員が他の会員又は第三者に損害を与えた場合、当該会員がその損害を賠償するものとし、会社は一切の責任を負わないものとします。なお、同行為で会社に損害を与えた場合、会社は当該会員に対し、損害賠償の請求をできるものとします。
 3. 会員が第三者にインターネット接続行為を行わせていると会社が判断した際、当該会員が契約している全ての機器の契約書類の提示を求められることができるものとします。なお、会員が上記書類を提示しない場合は、会社は当該会員の利用を停止する場合がありますものとします。
 4. 会員が第三者にインターネット接続行為を行わせていることが発覚した場合、当該会員は第三者の利用期間に応じた料金を会社の指定する期日までに支払うものとします。

第 10 条(利用停止)

1. 利用料等の支払い期日を経過してもなお支払いを履行しない場合、会社は会員に利用停止日を通し Sun-Net を停止するものとします。
2. 会員が第 2 章第 9 条に違反し、且つ Sun-Net 業務の遂行又は他の会員の通信に著しい支障を及ぼす、又は及ぼす恐れのある場合は、予めその理由、利用停止日を会員に通知せずに停止する場合がありますものとします。利用停止後は会員の申込み時に記載した連絡先に通知するものとします。
3. 第 2 章第 9 条の禁止行為を行った場合、利用停止期間は 1 ヶ月以上とします。なお、利用停止中の料金も発生するものとします。

第 11 条(契約解除)

1. 第 2 章第 9 条第 2 項より利用停止をされた会員の利用料等の支払いが滞る場合、会社は当該会員の加入契約を解約することができるものとします。
2. 第 2 章第 9 条第 2 項により利用停止をされた会員が対応を行った後も、Sun-Net 提供業務の遂行、又は通信機器に著しい支障を及ぼすと認められる時は、会社は当該会員の加入

契約を解約することができるものとします。

3. 第1項及び第2項が適用された場合、会員は、解約月の利用日数に拘わらず、解約月のインターネット利用料及び事務手数料として利用料 1 ヶ月分と、その他未払い料金を会社の指定する期日までに支払うものとします。その際、料金等の支払いの履行遅延があった場合、または事由の如何を問わず料金等の支払いの確認ができなかった場合、会社は当該会員に再請求を行なうものとします。なお、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求する場合があります。

第12条(サービス)

1. 会社は、会員に対しシステム設定などの現地サポート及びテレフォンサポートを必要に応じて行うものとします。